

「神戸市特殊詐欺対策電話機等補助金交付要綱」
よくある質問

Q. 1

「特殊詐欺対策電話機」「外付け機器」とは何か。(第2条関係)

A.

この補助制度でいう「特殊詐欺対策電話機」とは、呼び出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す「着信前自動警告機能」と、通話内容を自動で録音する「自動録音機能」の両方を備えた固定電話機のことです。

「外付け機器」は、固定電話に接続して使う機器で「着信前自動警告機能」と「自動録音機能」の両方を備えた機器のことです。

Q. 2

住民登録地は神戸市だが、現在、別の市町村に居住している。対象となるか。(第4条関係)

A.

「神戸市に住民登録があること」と、「実際に現在お住まいであること」の両方が要件となるため、居所が他の市町村にある場合は対象外となります。

Q. 3

神戸市外に在住だが、市内に住む家族のために補助金を申請したい。対象となるか。(第3条関係)

A.

この補助制度は、神戸市内にお住まいの65歳以上の方、または65歳以上の方と同居する方が対象のため、市外にお住まいの方からの申請は対象外となります。

Q. 4

同居しているかの証明は必要か。(第3条関係)

A.

証明する書類等の提出は必要ありませんが、補助金交付後に、同居関係にないなど、虚偽の申請が判明した場合は補助金返還を求める場合がありますのでご注意ください。

Q. 5

神戸市特殊詐欺対策電話機等補助金対象機器リスト（優良防犯電話推奨品目録）に載っていない電話機でも対象になるか。(第4条関係)

A.

リストに記載がなくても、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備える固定電話機又は外付け機器も対象となります。実際に対象となるか、購入前に危機管理室にご確認ください。

※着信前自動警告機能：

呼び出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能

※自動録音機能：

通話内容を自動で録音する機能（利用者が手動で録音する機能のみの機器は対象外）

Q. 6

どれを買えばいいかわからないので具体的な機種名を教えてください。（第4条関係）

A.

神戸市が具体的な機種名を指定することはできません。お渡ししている「神戸市特殊詐欺対策電話機等購入補助金対象機器リスト」を参考に、販売店等などにご相談ください。

Q. 7

特殊詐欺対策機能がついていると思う機器を令和4年4月～6月に購入したが、補助金の対象になるか。（第4条関係）

A.

神戸市特殊詐欺対策電話機等購入補助金対象リスト（優良防犯電話推奨品目録）に記載の機器（携帯電話除く）か、「着信前自動警告機能」「自動録音機能」（Q. 5参照）の両方を備えた固定電話機、外付け機器であれば補助金の対象となります。（令和4年3月以前に購入された機器は対象になりません。）

補助金の申請に必要な領収書やカタログなどがお手元にあるかご確認ください。

Q. 8

ネット通販（ショッピングサイト）での購入は対象か。（第4条、第5条、第7条関係）

A.

ネット通販（ショッピングサイト）での購入も対象ですが、できる限り領収書を発行してもらってください。（領収書の発行方法は各サイトでご確認ください）

領収書発行ができない場合は、補助対象者ご本人が購入したことが分かる画面やメールのコピーを提出してください。

また、送料は補助対象外となりますので、申請時は送料を差し引いた額で申請してください。

Q. 9

オークションやフリマアプリ（サイト）からの購入は対象か。（第4条、第5条関係）

A.

オークションやフリマアプリ（サイト）等からの購入は対象外です。

Q. 10

購入時にポイントを利用したいが、補助額はどうか。(第5条、第6条関係)

A.

ポイントを利用して値引きされた分は補助の対象となりません。ポイント値引き分を差し引いた購入費が補助対象経費になります。

(例) 12,000 円の電話機を 6,000 ポイント使用して購入した場合 (1 ポイント=1 円)
→12,000 円-6,000 ポイント=6,000 円が補助対象経費となり補助額は
6,000 円となります

Q. 11

補助額の計算方法を教えてほしい。(第6条関係)

A.

(例) 12,000 円の電話機を購入

→補助上限が 8,000 円のため、補助額は 8,000 円になります

6,000 円の電話機を購入

→購入費が 8,000 円に満たないため、購入費と同額の 6,000 円が補助額になります

Q. 12

カタログが手に入らなかったが必ず提出しなければならないか。(第7条関係)

A.

補助対象となる機器かどうかの確認のため必要な書類になりますが、仮にカタログが手に入らなかった場合は、インターネットサイトの対象機器のページを印刷したものや、取扱説明書の表紙のコピーなど、機種名やメーカー名が確認できるものをご提出ください。

Q. 13

領収書がもらえなかった (もらうのを忘れた)。レシートでもいいか。(第7条関係)

A.

購入した機種名や、購入先の販売店名、日付等が分かればレシートでも構いません。

Q. 14

領収書 (レシート) を紛失した。どうすればいいか。(第7条関係)

A.

補助金申請に必要なことを販売店に説明し、再発行を受けてください。

Q. 15

購入した機器がいなくなった。売却してもいいか。(第10条関係)

A.

補助金交付後6年間は、神戸市の承認なしに譲渡したり売却したりできません。補助金の全部又は一部を返還してもらった場合がありますのでご注意ください。